

ジェネリック医薬品を利用しましょう

— ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許期間満了後に、有効成分が同じで、用法、効能・効果が同等の医薬品と申請され、厚生労働省の認可の下で製造・販売された、新薬より安価な薬です。

ジェネリック医薬品を利用することは自己負担額を減らすとともに、医療費の節約にもなり、医療保険制度の安定につながります。



ジェネリック医薬品の特徴

- 新薬と有効成分が同じなので、同等の効果が得られます。
- 開発コストが少ない分、新薬より安価です。
- 安全性は新薬と同等と厚生労働大臣から承認を得ています。

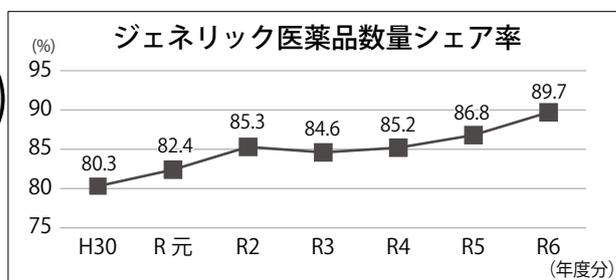
ジェネリック医薬品を利用するときは

医師や薬剤師にその旨を伝え、説明をよく聞きましょう。ただし、特許期間が満了となっていない新薬などは、ジェネリック医薬品ではありません。また、医師の診断で変更できない場合や薬局にそのジェネリック医薬品がない場合もあります。

ジェネリック医薬品差額通知をお送りします

国民健康保険の被保険者で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる方に、利用差額を試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしていますので参考にしてください。

通知発送時期：10月下旬、2月下旬の年2回



問合せ先 保険医療課 Tel.28-8016

10月は「土地月間」です

一定面積以上の土地を取得した場合は届け出が必要です！

○一定面積とは？・・・都市計画区域内…5,000㎡以上、都市計画区域外…10,000㎡以上

個々の面積が小さくても、合計するとこれらの面積を超えるような一団の土地も対象となります。また、都市計画区域内で1万㎡以上の土地を取り引きするときは、別に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく事前届け出が必要です。

○誰がいつ届け出をするの？

国土利用計画法により契約を行った日から2週間以内に土地を取得した人（買い主）が行わなくてはなりません。※届け出をしなかったり、偽りの届け出をしたりすると、法律で罰せられることがあります。

○届け出の方法は？

市公式ホームページ（ページID：2674）に掲載している「土地売買等届出書」に土地の利用目的などを記入し、図面や契約書の写しなど必要な書類を添えて都市計画課へ届け出をしてください。



詳細はこちら

地価公示制度とは？

土地の売却をするとき、その土地の正常な価格の目安となるのが「地価公示」と「地価調査」の価格です。

▷「地価公示」（3月下旬に発表）

…国の機関である土地鑑定委員会が調査した全国標準地における毎年1月1日現在の正常価格

▷「地価調査」（9月下旬に発表）

…知事が調査する各都道府県内の基準地における毎年7月1日現在の正常価格

※地価公示価格については都市計画課で閲覧できるほか、国土交通省土地総合情報システムのホームページでも公開しています。

問合せ先 都市計画課 Tel.28-8038